

久喜市経営体育成支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市経営体育成支援事業助成金交付要綱（平成２６年久喜市告示第３１６号）の一部を次のように改正する。

様式第１０号を次のように改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
経営体名
代表者氏名

年 月 日付け久 第 号をもって交付決定のあった事業について、久喜市経営体育成支援事業助成金交付要綱第 16 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け久 第 号による額の確定通知額 金 円
- 2 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 金 円
- 4 助成金返還相当額（3－2） 金 円

（注）参考となる資料を添付すること。

なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること

- ・消費税確定申告書の写し
- ・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・助成対象者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その理由を記載
[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し及び損益計算書、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し
- ・助成対象者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料